

輪之内町児童発達支援教室そら 重 要 事 項 説 明 書

本重要事項説明書は、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

令和8年9月1日現在

☆ 目 次 ☆

1. 事業所の概要	1
2. 事業の目的と運営方針	2
3. 開所日及び開所時間	2
4. 事業所の職員体制	2
5. 利用手続き	2
6. 事業所が提供するサービスと利用料	3
7. サービス利用に関する注意事項	4
8. サービス実施の記録	4
9. 緊急時、事故発生時の対応方法	4
10. 非常災害対策	5
11. 感染症対策の強化	6
12. 感染症、非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化	6
13. 安全計画の策定	6
14. 虐待防止のための措置	6
15. 身体的拘束等の禁止	6
16. 苦情の受付	7

1. 事業所の概要

事業所名称	輪之内町発達支援教室そら
事業所の所在地	〒503-0212 岐阜県安八郡輪之内町中郷新田2201番地の1 輪之内町ふれあいセンター内
電話番号	0584-69-5777（輪之内町発達支援教室そら）
代表者名	輪之内町長 朝倉 和仁
提供サービスの種類	児童発達支援
児童発達支援 管理責任者	棚橋 理恵
通常の事業の 実施地域	輪之内町の全域
サービス提供開始日	平成25年4月1日

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	心身の発達について支援を必要とする児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行い、社会生活等への参加を促進することを目的とする。
運営の方針	(1) 児童の心身の状況並びに置かれている環境に応じて、日常生活における基本的動作の習得と集団生活への適応訓練、児童の発達に応じた療育訓練を行う。 (2) 事業の実施に当たっては、児童の保護者の必要な時に必要な事業の提供ができるよう努める。 (3) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、他の事業者や保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3. 開所日及び開所時間

開設日	月曜日から金曜日まで ※ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12月29日から翌年の1月3日までの日は休み
開所時間	午前9時00分から午後5時00分まで
サービス提供時間	第1単位 午前9時00分～正午12時00分【定員4人】 時間割・9:00～10:00（移動10分） ・10:10～11:10 ・11:20～12:00（家族支援：相談援助） 第2単位 午後1時40分～午後5時00分【定員6人】 時間割・13:40～14:40（移動10分） ・14:50～15:50（移動10分） ・16:00～17:00
利用対象者	おおむね満1歳から小学校就学前までの児童及び保護者
利用定員	1日につき10人以内

4. 事業所の職員体制

職種	従事する業務内容	職員数
管理者	管理業務	常勤兼任(兼 指導員) 1名
児童発達支援 管理責任者	個別支援計画の作成等	常勤 1名
指導員	療育訓練・療育相談業務等	常勤専任 1名 常勤兼任(兼 管理者) 1名 非常勤専任 3名

5. 利用手続き

- ① 発達支援教室そらで、児童と保護者の面談を行い、児童の様子やご希望を伺います。
- ② 役場福祉介護課で、児童発達支援の支給申請を行い、支給決定を受けてください。
- ③ 発達支援教室そらで、事業の説明を行い、利用契約を結びます。

6. 事業所が提供するサービスと利用料

(1) 「児童発達支援計画」とサービス内容（契約書第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「児童発達支援計画」を作成しサービスを提供します。計画には、利用者の意向や心身の状況などを踏まえて、具体的なサービス内容を記載し、計画は、利用者に事前に説明し、同意をいただくとともに利用者の申出により、いつでも見直すことができます。

【利用者に対するサービスの内容】

児童発達支援ガイドライン等に基づく5領域につながる支援内容

- (1) 「健康・生活」 日常生活に必要な基本的技能の獲得
- (2) 「運動・感覚」 姿勢と運動動作の基本的技能の向上、感覚の特性への対応
- (3) 「認知・行動」 情報を適切に処理し理解する力・状況に応じた行動の習得
- (4) 「言語・コミュニケーション」 言葉やコミュニケーション能力の育成
- (5) 「人間関係・社会性」 愛着の形成と安定、遊びを通じた社会性の促進、仲間づくりと集団活動への参加支援

(2) 利用料の支払方法（契約書第6条参照）

上記サービスに対しては、特例通所給付費（事業所に全額一度支払ってから、利用者が本来負担する金額（サービス利用金額の1割）を除いた額を市町村に請求する）が支給されます。

特例通所給付費は当事業所が利用者の委任により代理受領しますので、利用者からは受給者証の記載内容に基づき利用料（利用者負担額）をお支払いいただきます。

利用料は、サービス利用月の翌月末までにお支払いいただきます。

<利用負担額の上限等について>

児童発達支援利用者負担額は、児童福祉法が上限を定めています。

そのため、サービスのご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。当事業所が代理受領を行った特例通所給付費額は、利用者に通知します。

【児童発達支援の負担上限額（月額）】

利用料1回907円（基本報酬901円＋福祉専門職員配置等加算6円）但し、行事や発達検査等で、指導時間が1.5時間を超えた場合は、934円（基本報酬928円＋福祉専門職員配置等加算6円）となります。

※家族（きょうだいを含む）等に対して、個別で相談援助等を行った場合に、家族支援加算があります。（100円/回）

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、お子さんの特性や特性を踏まえたお子さんへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合に子育てサポート加算があります。（80円/回）

所得区分	対象となる人	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	町民税非課税世帯	0円
一 般	所得割28万円未満の世帯	4,600円
	上記以外	37,200円

※但し、輪之内町児童発達支援施設利用者については、負担軽減事業実施要綱により、負担上限月額を2,100円とします。

※幼児教育・保育無償化により、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの利用料を無料とします。

<償還払い>

特例通所給付費を事業者が代理受領を行わない場合は、特例通所給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。

「サービス提供証明書」と「領収書」を添えて、住所地の市町村に申請すると特例通所給付費が支給されます。

(3) 家庭療育教材及び、行事での製作活動に必要な材料の費用について

当事業所では、家庭での療育に必要な教材や、行事での製作活動に必要な材料を、希望する利用者に交付し、費用の支払いを受けています。尚、費用の額については、事前にお伝えします。

(4) 利用の中止、変更、追加

利用者は、利用予定日の前に、「個別支援計画」で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。

市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するなど必要な調整をいたします。

7. サービスの利用に関する注意事項

(1) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など受給者証の記載内容に変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所にお知らせください。また、当事業所より受給者証の確認をさせていただく場合には、ご提示ください。

また、通所の際は、受給者証を提示してください。

(2) 通所の原則

教室への通所は保護者の責任において行うものとします。

保護者の方についても、具体的な療育方針を身につけてもらうため、指導訓練の場と一緒に参加していただきます。

8. サービス実施の記録（契約書第11条参照）

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申出ください。なお、児童発達支援計画及びサービス提供ごとの記録は、5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令及び輪之内町個人情報保護条例に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

9. 緊急時、事故発生時の対応方法

サービス提供を行っているときに児童の病状の急変が生じた場合、または事故によりけがを負った場合は、速やかに主治医または協力医療機関への連絡を行い、必要な措置を行います。

〔協力医療機関 西脇医院 輪之内町下大樽新田 430-1 TEL69-5070〕

<損害賠償保険への加入（契約書第10条参照）>

当事業所は、損害賠償に加入しています。業務遂行上の過失により利用者に損害を与え、法律上の賠償責任が生じた場合に損害を補償します。

10. 非常災害対策

当事業所では、非常災害に関する具体的計画を立てるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

11. 感染症対策の強化

当事業所では、感染症対策の強化を図るため、以下のような措置を行います。

- ① 感染対策委員会を設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底
- ② 感染症対策強化のための指針を整備
- ③ 従業員に対する感染症対策のための研修（シミュレーション）の実施

12. 感染症、非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化

当事業所では、感染症及び非常災害時の業務継続に向けた取組の強化を図るため、以下の措置を行います。

- （1）業務継続に向けた計画等の策定
- （2）従業員に対する業務継続に向けた取組のための研修及び訓練（シミュレーション）の実施

13. 安全計画の策定

当事業所では、利用者の安全を守るため、以下の措置を行います。

- （1）安全計画の策定
- （2）従業員に対し安全計画の周知と、研修及び訓練の実施
- （3）利用者に対する安全計画にも続く取組内容等の周知

14. 虐待防止のための措置

当事業所では、利用者の権利擁護及び虐待防止等のため以下のような措置を行います。

- ① 虐待防止に関する責任者の設置
(責任者：児童発達支援管理責任者 棚橋理恵)
- ② 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ③ 虐待防止委員会の設置(年1回、虐待防止委員会を開催します。)

委員長：管理者 田内和子

委員：虐待防止責任者 棚橋理恵

苦情解決第三者委員 大橋由美 浅野恵子 黒田千尋

15. 身体的拘束等の禁止

当事業所では、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)を行いません。

当事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を行います。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置(年1回、虐待防止委員会と一体化して開催する)及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の実施

16. 苦情の受付（契約書第13条参照）

輪之内町発達支援教室そら 〔 苦情受付責任者 管理者 田内 和子 〕	受付時間	月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分 (祝祭日、12月29日から1月3日を除く)
	受付方法	電話 0584-69-5777 面接 輪之内町中郷新田 2201 番地の1 輪之内町発達支援教室そら
輪之内町役場健康こども課 〔 苦情解決責任者 健康こども課長 菱田 靖雄 〕	受付時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝祭日、12月29日から1月3日を除く)
	受付方法	電話 0584-69-3139 面接 輪之内町四郷 2530 番地の1 輪之内町役場健康こども課
第三者委員 主任児童委員 大橋 由美 0584-69-3704 主任児童委員 浅野 恵子 0584-69-2391 主任児童委員 黒田 千尋 0584-38-7256		

令和 年 月 日

児童発達支援の提供開始にあたり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

説明主体 輪之内町長 朝倉 和仁

印

説明者 所属 輪之内町児童発達支援教室そら

職氏名 児童発達支援管理責任者 棚橋 理恵

私は、児童発達支援の利用開始にあたり、事業所から契約書及び、この書面にに基づき重要事項の説明を受け、児童発達支援の提供開始に同意しました。

利用者 _____

保護者 _____ 印

住所 _____